

# 山梨県公報

号外第十四号

平成二十年

三月二十八日

金 曜 日

## 目 次

条 例

- 一 山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例
- 二 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例
- 二 山梨県政務調査費の交付に関する条例

## 条例のあらまし

### 山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例(条例第二十五号)(議

会)

- 1 県行政の全般に係る総合的な計画(以下「総合計画」という。)の策定等を議会の議決すべきものと定めることにより、議会が政策の実現に向けてより積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った実効性の高い県行政の推進に資することとした。
  - 2 知事は、総合計画の策定又は変更をしようとするときは、その基本的な事項について、議会の議決を経なければならないこととした。
  - 3 知事は、総合計画の策定又は変更をしようとする場合であつて、その素案を作成したときは、その概要を議会に報告しなければならないこととした。
  - 4 知事は、毎年度、議会の議決を経た総合計画についての実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告しなければならないこととした。
  - 5 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、議会の議決を経た総合計画の変更又は廃止をすることが必要であると認めるときは、知事に対し意見を述べることができることとした。
  - 6 この条例は、平成二十年四月一日から施行し、同日以後に策定される総合計画について適用することとした。
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第二十六号)(議会)
- 1 組織改編に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。
- 山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(議

会)

- 1 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書の写し等を添付しなければならないこととした。
- 2 議長は、収支報告書等の閲覧の請求があつたときは、収支報告書等に記載されている情報のうち山梨県情報公開条例第八条の不開示情報を除き、当該収支報告書等を閲覧に供するものとした。
- 3 その他規定の整備を行うこととした。
- 4 この条例は、平成二十年四月一日から施行することとした。

## 条 例

山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第二十五号

山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例

(目的)

**第一条** この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき、県行政の全般に係る総合的な計画(以下「総合計画」という。)の策定等を議会の議決すべきものと定めることにより、議会が政策の実現に向けてより積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った実効性の高い県行政の推進に資することを目的とする。

(議会の議決)

**第二条** 知事は、総合計画の策定又は変更(軽微な変更を除く。次条及び第五条において同じ。)をしようとするときは、その基本的な事項について、議会の議決を経なければならない。

(立案の過程における報告)

**第三条** 知事は、総合計画の策定又は変更をしようとする場合であつて、その素案を作成したときは、その概要を議会に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

**第四条** 知事は、毎年度、議会の議決を経た総合計画についての実施状況を取りまとめ、その概要を議会に報告しなければならない。

(知事への意見)

**第五条** 議会は、社会経済情勢の変化等の理由により、議会の議決を経た総合計画の変

更又は廃止をすることが必要であると認めるときは、知事に対し意見を述べることができる。

**附則**

(施行期日等)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行し、同日以後に策定される総合計画について適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に策定されているチャレンジ山梨行動計画については、第一条に規定する総合計画とみなして、第二条から第五条までの規定(策定に係る部分を除く。)を適用する。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十六号**

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例(昭和三十一年山梨県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号(一)中「知事政策室」を「知事政策局」に改め、同条第四号(二)中「土木部」を「県土整備部」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

**山梨県条例第二十七号**

山梨県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

山梨県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(収支報告書等)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前三項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出(前条に規定する用途基準に従って行った支出をいう。第十二条において同じ。)に係る領収書の写しその他別に定める書類(次条において「領収書等の写し」という。)を

添付しなければならない。

第十一条中「収支報告書」の下に「及び領収書等の写し(第十三条において「収支報告書等」という。)」を加える。

第十二条中「(第九条に規定する用途基準に従って行った支出をいう。)」を削る。  
第十三条(見出しを含む。)中「収支報告書」を「収支報告書等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 議長は、前項の規定による請求があつたときは、収支報告書等に記載されている情報のうち山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号)第八条の不開示情報を除き、当該収支報告書等を閲覧に供するものとする。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の山梨県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、この条例の施行の前日に交付した政務調査費については、なお従前の例による。